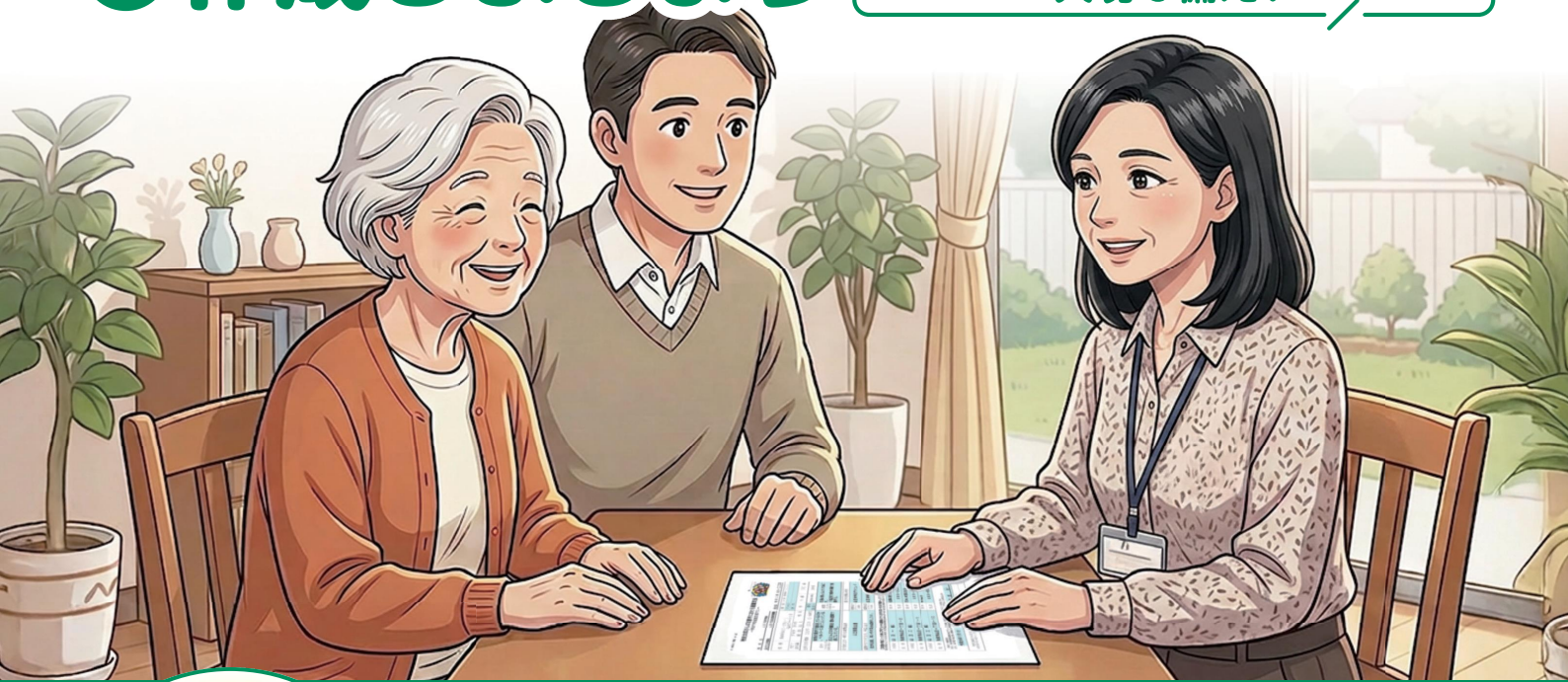


災害時の一人ひとりの安全・安心のために

個別避難支援プラン

を作成しましょう

いざという時あわてないための
大切な備え！



個別避難
支援プラン
とは…

対象と
なる方の例

高齢者の方

障がいのある方

自力で避難することが難しい方

など

災害が発生したときに、避難に支援が必要な方が安全に避難できるよう「だれが」「どのように」避難を支援するかについて、あらかじめ家族や地域の支援者と話し合い、まとめておく計画です。

あらかじめ避難場所や避難方法、必要な支援について確認しておくことで災害時の不安を減らし、安心して避難できるよう備えることができます

個別避難
支援プランを
作成するメリット

- 災害時の迅速な避難につながる
- 本人の状況に応じた支援ができる
- 地域での見守り、支え合いにつながる
- 支援者側も対応しやすくなる
- 本人、家族の安心につながる など

災害時の「安心」をつなぐ
個別避難支援プランの役割

個別避難支援プランは、災害時に避難支援が必要な方の避難や安否確認を円滑に行うための資料として活用されます。さらに、災害発生後の安否確認や避難所での生活支援を行う際にも、本人の状況や必要な支援内容を把握するための参考資料として活用されます。

裏面もご覧ください



秋田市 福祉総務課地域福祉推進室



個別避難支援プランは、災害時に備えて、日頃からご家族や地域の皆さまと避難方法や支援について確認し合うためのものです。普段から声を掛け合い安心して助け合える関係づくりを心がけましょう。

作成の対象となる方

- ①高齢者・要介護1以上・独居・高齢者のみの世帯等・認知症状のある者
- ②障がい者・身体障害者(視覚(1～3級)、聴覚・平衡(1～3級)、肢体不自由(1～2級)、内部(1～2級))・知的障がい者(療育手帳A)・精神障がい者(精神保健福祉手帳1級)
- ③難病患者・特定医療費(指定難病)受給者証所持者・小児慢性特定疾病患者(重症認定患者)
- ④その他市長が必要と認める方(上記に準ずる方など)

プラン作成の流れ



Q

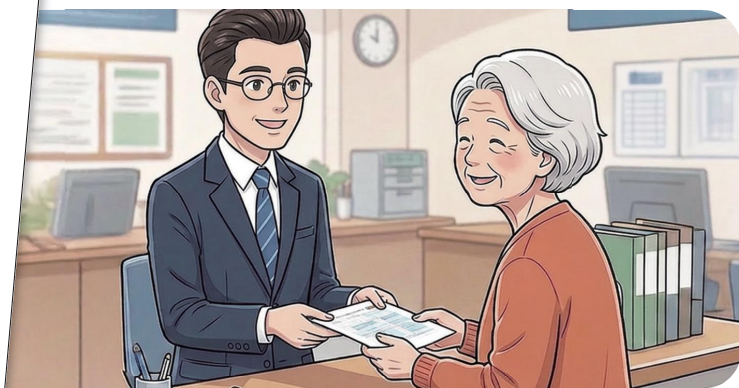
個別避難支援プランの作成は必ずしなければなりませんか？

A
個別避難支援プランの作成は、ご本人の希望に応じて進めるものであり、作成を強制するものではありません。

Q

個別避難支援プランはすべて記入しなければなりませんか？

A
個別避難支援プランは、記入できる範囲で作成していただいて構いません。避難支援者の記入が難しい場合や、個人情報の提供に不安を感じる場合などもあると思いますので、まずは書ける範囲でご記入いただき、各市民サービスセンターへご提出ください。



「対象になるかわからない」「どのように作ればいいかわからない」
という場合でも、お気軽にご相談ください。



秋田市 福祉総務課地域福祉推進室 TEL.018-888-5661

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 中央市民サービスセンター TEL.018-888-5643 | 東部市民サービスセンター TEL.018-853-1039 |
| 北部市民サービスセンター TEL.018-893-5969 | 河辺市民サービスセンター TEL.018-882-5161 |
| 南部市民サービスセンター TEL.018-838-1212 | 雄和市民サービスセンター TEL.018-886-5550 |
| 西部市民サービスセンター TEL.018-826-9004 | |